[令和7年6月20日 から 令和7年7月8日 医科]

令和 7年 7月 8日作成 1 頁

[ 1 4 7 4 0 7 2 0 1	カラ 1相 1年 7月 0			1
医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01,1181,2 甲医1181	甲府共立病院	〒400-0034 甲府市宝一丁目 9 - 1		ニコチン依存症管理料 (ニコ)第318号算定開始年月日:令和7年7月1日
01,1239,8 甲医1239	山梨県立中央病院	〒400-8506 甲府市富士見一丁目1-	644	麻酔管理料 (I)
				(看処遇72)第1号 算定開始年月日:令和7年7月1日
01,1286,9 甲医1286	医療法入小宮山会  貢	〒400-0066 甲府市新田町10-26	53	医師事務作業補助体制加算   1
01,1313,1 甲医1313	医療法入慶友会 城東病院	〒400-0861 甲府市城東四丁目13- 15	62	ニコチン依存症管理料 (ニコ)第319号 第定開始年月日:令和 7年 7月 1日 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療を行う体制を有する
01,1315,6 甲医1315	医療法人社団篠原会 甲府脳神経外科病院	〒400-0805 甲府市酒折一丁目16-	70	看護職員処遇改善評価料40 (看処遇40)第1号
01,1509,4 甲医1509	甲府共立診療所	〒400-0034 甲府市宝一丁目10番5 号		情報通信機器を用いた診療に係る基準 算定開始年月日:令和 7年 7月 1日
	こせ耳鼻咽喉科グリニック	〒400-0836 甲府市小瀬町1141-		医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X)第50号
01,1607,6 甲医1607	おおくにクリニック			二次性骨折予防継続管理料3 (二骨継3)第52号
01,1636,5 甲医1636	たかやま整形外科	〒400-0802 甲府市横根町60番地4		運動器リハビリテーション料 (I) 算定開始年月日:令和 7年 7月 1日 算定開始年月日:令和 7年 7月 1日
01,1640,7 甲医1640	おさだ内科クリニック	〒400-0075 甲府市山宮町829-3		情報通信機器を用いた診療に係る基準 (情報通信)第57号 算定開始年月日:令和7年6月1日 外来感染対策向上加算
				(外来感染)第176号                     算定開始年月日:令和 7年 6月 1日  医療DX推進体制整備加算
				(医療DX)第435号 算定開始年月日:令和7年6月1日 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
				在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 (在医総管 1)第194号    算定開始年月日:令和 7年 6月 1日 在宅時医学総合管理料の注15(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を 含む。)及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算
02,1017,6	  公益財団法人山梨厚生	<del>_</del> <del></del> 405-0033	<u>4</u> 97	(医情連)第16号
山医1017	会 山梨厚生病院	山梨市落合860		(外化診1)第13号 第定開始年月日:令和7年7月1日 連携充実加(海洋)第13日 第中間4年月日:令和7年7月1日
				(外化連)第3号 算定開始年月日:令和 7年 7月 1日 外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算 (外化薬)第1号 算定開始年月日:令和 7年 7月 1日
				\(\alpha\frac{\partix}{\partix}\part

[令和7年6月20日 から 令和7年7月8日 医科]

令和 7年 7月 8日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
02,1027,5 山医1027	加納岩総合病院	〒405-0018 山梨市上神内川1309	160	在宅患者訪問看護・指導料の注17(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)及び精神科訪問看護・指導料の注17に規定する訪問看護医療DX情報活用加算(訪看DX)第2号 算定開始年月日:令和7年7月1日ストーマ合併症加算(スト合)第7号 算定開始年月日:令和7年7月1日看護職員処遇改善評価料61
07,1119,9 南医1119	峡南医療センター企業  団   富士川病院	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢3 40-1	1 <u>5</u> 8	(看処遇61)第1号 算定開始年月日:令和7年7月1日
09,1026,2 韮医1026	医療法人韮崎東ヶ丘病院	〒407-0175 韮崎市穂坂町宮久保12 16	147	
09,1030,4 韮医1030	山梨県立北病院	〒407-0046 韮崎市旭町上條南割33 14-13	188	児童·思春期精神科入院医療管理料
	三并医院	〒407-0024 韮崎市本町一丁目11番 8号		外来後発医薬品使用体制加算 (外後発使)第195号 第定開始年月日:令和7年7月1日 外来後発医薬品使用体制加算2
	医療法人天田屋会 天 田屋クリニック	〒403-0005 富士吉田市上吉田五丁目 8番3号		慢性腎臓病透析予防指導管理料 (腎防管)第8号 原定開始年月日:令和7年7月1日 別添1の「第9」の2の(3)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 (在緩診実)第9号 算定開始年月日:令和7年7月1日
12,1135,5 富医1135	富士山麓アイクリニッ ク	〒403-0005 富士吉田市上吉田 5 - 5 - 1 6 - 1		医療 D X 推進体制整備加算
13,1055,3 都医1055	山梨赤十字病院	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船 津6663-1	264	
13,1104,9 都医1104	びなた小児科クリニッ ク 	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船 津3162		第2日

[令和7年6月20日 から 令和7年7月8日 医科]

令和 7年 7月 8日作成 3 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
14,1103,9 大医1103	地方独立行政法人 大 月市立中央病院	〒401-0015 大月市大月町花咲122 5番地	197	療養病棟療養環境加算 1 (療養 1 )第27号 第2開始年月日:令和 7年 7月 1日 病棟名:東4階病棟 病棟面積のうち患者 1 人当たり:19.04㎡ 病室部分にかかる病棟面積のうち患者 1 人当たり:8.55㎡
16,0055,7 南市医55	<u>もちづき整</u> 形外科リハ ビリクリニック	〒400-0221 南アルプス市在家塚 6 8 - 1		小児運動器疾患指導管理料 (小運指管)第21号
18,0041,3 笛医41	望月内科グリニック	〒406-0803 笛吹市御坂町井之上81 9-1		ニコチン依存症管理料
18,1002,4 笛医1002	石和共立病院	〒406-0035 笛吹市石和町広瀬623	99	二次性骨折予防継続管理料 2 第13号 算定開始年月日:令和7年7月1日   二次性骨折予防継続管理料 3 算定開始年月日:令和7年7月1日   二次性骨折多防継続管理料 3 第定開始年月日:令和7年7月1日
18,1032,1 笛医1032	一般財団法人山梨整肢 更生会 富士温泉病院	〒406-0004 笛吹市春日居町小松下河 原1177	- <u>- 191</u>	入退院支援加算 第75号 算定開始年月日:令和7年7月1日 入退院支援加算の区分:入退院支援加算2 地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2 (地包ケア2)第39号 算定開始年月日:令和7年7月1日 地域包括ケア入院医療管理料2 入院医療管理料病床数:25床 当該病床届出病棟の看護補助者配置加算:看護補助者配置加算に係る届出
20,0013,8 上医13	西弁クリニック	〒409-0112 上野原市上野原729-		情報通信機器を用いた診療に係る基準 算定開始年月日:令和 7年 7月 1日
20,1023,6 上医1023	上野原市立病院	〒409-0112 上野原市上野原3504 番地3	135	□ 二次性骨折予防継続管理料 1
	独立行政法人国立病院 機構 甲府病院	〒400-8533 甲府市天神町11-35	276	医師事務作業補助体制加算2   算定開始年月日:令和7年7月1日   1日   ①以下の②以外の病床 配置基準:40対1補助体制加算
21,1095,2 中医1095	山梨天学医学部附属病 院	〒409-3898 中央市下河東1110	618	食道縫合術 (穿孔、損傷) (内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻  閉鎖術 (内視鏡によるもの)、等   (穿瘻閉)第2号   算定開始年月日:令和7年7月1日
22,1018,2 甲州医1018 	甲州市大藤診療所	〒404-0031 甲州市塩山上粟生野13 番地1		情報通信機器を用いた診療に係る基準

## 届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和7年6月20日 から 令和7年7月8日 医科]

令和 7年 7月 8日作成 4 頁

[ 1741 7 + 07120 [	から 中和 7年 7月 0			节和 / 年 / 月 O口作成 4 貝
医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
23,0010,8 中央医10	菊島耳鼻咽喉科医院	〒409-3843 中央市西花輪 3 5 9 9 - 1 0		医療DX推進体制整備加算 (医療DX)第438号 算定開始年月日:令和7年7月1日
23,1015,6 中央医1015	玉穂ふれあい診療所	〒409-3815 中央市成島2439番1	19	在宅時医学総合管理料の注15 (施設入居時等医学総合管理料の注5 の規定により準用する場合を 含む。) 及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算 (医情連)第17号 算定開始年月日:令和7年7月1日